証券コード　7444
平成30年６月12日

株　主　各　位

兵庫県姫路市飾東町庄313番地
ハリマ共和物産株式会社
代表取締役社長　津　田　信　也

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後５時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月28日（木曜日）午前10時

２．場　　所　兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所　５階　501号室
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第51期(平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第51期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役６名選任の件

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.harimakb.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の回復により輸出が増加しており、それに伴い企業業績にも改善が見られます。また、この好調な企業業績を背景に、国内の雇用や所得の環境もゆるやかな改善を続けており、個人消費は底堅く推移しております。

当流通業界におきましても、雇用・所得環境の改善を受けて高付加価値商品の販売が順調に推移するなど、消費マインドの回復が見られる一方、社会保障等への不安から消費者の節約志向も依然強く、物価が上がらないデフレ環境が継続しております。加えて小売業の業種・業態を超えた価格競争も激しさを増し、総じて厳しい環境が続いております。

こうした状況下において、当社グループは卸売業として保有する商流・物流・商品開発・情報・金融等の機能のさらなる充実を図り、時代とともに変化する卸売業への要請に応えるべく、全社一丸となって取り組んでまいりました。中でも商流・物流のネットワーク構築を優先課題として、取引先の要望にスピーディに対応できる体制を整えるとともに、商流・物流一体となった総合的な流通サービスの提案を推し進めてまいりました。

上記の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は有力小売業との取引が拡大したことから46,967百万円（前連結会計年度比4.1％増）となりました。利益面は新物流センター稼働に伴う初期コストや既存物流センターの修繕費等により販売費及び一般管理費が増加したものの、仕入原価低減への地道な取り組みを継続したことにより売上総利益が拡大し、営業利益は1,801百万円（前連結会計年度比5.9％増）、経常利益は1,940百万円（前連結会計年度比9.3％増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は1,345百万円（前連結会計年度比13.4％増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,066百万円で、その主なものは加西物流センター及び大口物流センターの物流設備426百万円と加西物流センター及び大口物流センターの改築工事228百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資に係る所要資金は、自己資金を充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の国内経済の見通しにつきましては、米国の経済政策や地政学リスク等の懸念材料があるものの、ゆるやかな景気の改善が続くものと思われます。当流通業界においても、雇用・所得環境の改善から国内消費は底堅く推移するものと予想される一方、消費者の生活防衛意識も依然高く、また小売業間の競争も継続すると予想されるため、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状態が続くと予想されます。

このような状況のもと当社グループは、卸売業が持つ様々な機能をより強化するとともに、商流・物流一体となった提案を推し進めることにより取引先の利益拡大に貢献し、またグループとしての収益の拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第48期 (平成27年３月期)	第49期 (平成28年３月期)	第50期 (平成29年３月期)	第51期 (平成30年３月期)
売上高(百万円)	39,085	41,432	45,121	46,967
経常利益(百万円)	1,523	1,426	1,774	1,940
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	846	980	1,186	1,345
１株当たり当期純利益(円)	161.38	182.47	220.84	250.54
純資産(百万円)	13,390	14,349	15,496	16,693
総資産(百万円)	20,469	22,735	23,785	24,501

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．第50期（前連結会計年度）より会計方針の変更を行ったため、第49期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第48期に係る累積的影響額については、第49期の期首の純資産額に反映させております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第48期 (平成27年３月期)	第49期 (平成28年３月期)	第50期 (平成29年３月期)	第51期 (平成30年３月期)
売上高(百万円)	36,495	38,979	43,020	45,126
経常利益(百万円)	1,489	1,322	1,706	1,832
当期純利益(百万円)	840	926	1,216	1,292
１株当たり当期純利益(円)	160.23	172.48	226.46	240.63
純資産(百万円)	12,254	13,166	14,362	15,501
総資産(百万円)	18,953	21,173	22,292	22,926

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．第50期（前事業年度）より会計方針の変更を行ったため、第49期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第48期に係る累積的影響額については、第49期の期首の純資産額に反映させております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ブルーム	20百万円	100.0%	一般貨物自動車運送業

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、主として日用消費財の卸売や、卸売業の機能を活かした物流業務受託を行っております。当社グループは卸売事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

(8) 主要な営業所及び物流センター（平成30年３月31日現在）

① 当社の主要な事業所

当社本社　兵庫県姫路市
営業拠点　東京（東京都台東区）、名古屋（名古屋市北区）
大阪（大阪市淀川区）
物流センター　宮城（宮城県加美郡）、下妻（茨城県下妻市）
甲府（山梨県甲府市）、大口（愛知県丹羽郡）
滋賀（滋賀県長浜市）、高槻（大阪府高槻市）
加西（兵庫県加西市）、姫路（兵庫県姫路市）
福崎（兵庫県神崎郡）、鳥栖（佐賀県鳥栖市）

② 主要な子会社の事業所

株式会社ブルーム
兵庫県姫路市、愛知県丹羽郡、大阪府高槻市
兵庫県加西市

(9) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（人）	前連結会計年度末比増減（人）
170（480）	4増（32増）

（注） 使用人数は就業人数であり、臨時使用人数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数(人)	前事業年度末比増減（人）	平均年齢	平均勤続年数
155（451）	2増（25増）	40.8歳	15.8年

（注）１.使用人数は就業人数であり、臨時使用人数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
２.平均年齢、平均勤続年数は、正社員のみの平均値を記載しております。

(10) 主要な借入先（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	332百万円
株式会社三井住友銀行	170百万円
株式会社広島銀行	160百万円
株式会社みなと銀行	100百万円

（注）平成30年４月１日付で、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しています。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　14,000,000株

(2) 発行済株式の総数　5,441,568株（自己株式69,303株を含む）

(3) 株主数　1,034名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
津田物産株式会社	1,818,280株	33.84%
株式会社西松屋チェーン	272,100株	5.06%
ハリマ持株会	203,740株	3.79%
株式会社広島銀行	195,360株	3.63%
津田信也	159,120株	2.96%
株式会社みなと銀行	150,000株	2.79%
津田隆雄	122,100株	2.27%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	100,000株	1.86%
津田則子	75,200株	1.39%
津田侑紀	68,400株	1.27%

（注）１.当社は、自己株式を69,303株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２.持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	津田隆雄	
代表取締役社長	津田信也	
取締役	山口義隆	ホールセール事業部長
取締役	中尾伸太郎	サードパーティ・ロジスティクス事業部長 株式会社ブルーム代表取締役
取締役	三輪正俊	マネジメントサポート本部長
取締役	前原啓二	公認会計士・税理士
常勤監査役	山本悟	
監査役	山本美比古	弁護士
監査役	弥谷惠太郎	

（注）１．取締役前原啓二氏は、社外取締役であります。
２．監査役山本美比古氏及び弥谷惠太郎氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役山本悟氏は、長年当社の経理・財務業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役前原啓二氏、監査役山本美比古氏及び弥谷惠太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （1名）	116,177千円 （2,400千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	8,700千円 （4,800千円）
合計	9名	124,877千円

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成３年４月20日開催の第24期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成３年４月20日開催の第24期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
4．上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額1,847千円（取締役２名に対し1,547千円、監査役１名に対し300千円）が含まれております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役前原啓二氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行っております。
・監査役山本美比古氏は、当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会６回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
・監査役弥谷惠太郎氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会６回のうち５回に出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 誠実かつ公正な企業活動を通じて社会的責任を果たすとともに、社会生活においても法令・社会倫理等を遵守し、社会的規範に沿った良識ある行動をとるための行動規範を制定します。

(2) コンプライアンスの確実な実行のため、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、その委員は当社グループの取締役並びに執行役員で構成し、遵守事項の審議、活動方針策定、コンプライアンスに反する事案の聴取、調査等を行います。

(3) コンプライアンス推進部門は管理グループ総務人事チームとし、その推進責任者はマネジメントサポート本部長が務めます。その推進にあたっては、各事業部長を推進担当者とし、コンプライアンスに関する相談窓口、啓蒙活動、委員会への報告等をその役割とします。

(4) 当社グループの取締役及び使用人により、コンプライアンスに反する行為または反する恐れがある場合は、通報窓口へ通報することとし、通報者が不利益な取り扱いを受けることがないように努めます。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、別途定める「文書管理規程」に則り、適正に保存・管理します。

(2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理についての基本方針の決定、推進体制の整備等、全社的な統括業務はマネジメントサポート本部長が行います。

(2) グループ会社を含めた事業部毎のリスク管理については、各事業部長をリスク管理に関する統括責任者とし、現規程を遵守するとともに、現規程以外に新たに発生したリスクについては、分析・評価した上で新たに規則・マニュアルの作成、研修の実施等を行い、事業部毎のリスク管理体制を確立します。

(3) 不測の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止めるための危機管理体制を整備します。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 毎月1回定例取締役会を開催し、経営に係る重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督等を行います。

(2) 各取締役の業務執行については、取締役会規則及び業務分掌規程並びに職務権限規程に基づき権限と責任等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制とします。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社から成る企業集団の管理は、別途定める「関係会社管理規程」に則り、マネジメントサポート本部長が統括します。

(2) 当社の取締役等がグループ会社の役員に就任し、情報の共有を図るとともに、グループ会社の経営に関する監督機能及び経営管理体制の強化を図ります。

(3) 当社内部監査室は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役及び監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は必要に応じて使用人を配置します。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役を補助すべき期間中、監査役の職務を補助すべき使用人の指揮権は監査役に移譲するものとします。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役の同意を要するものとします。

⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(1) 監査役は当社及び当社子会社の取締役会その他の重要な会議において、経営及び業務上の重要な事項の報告を受けるものとします。

(2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、不正行為並びに法令及び定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとします。

⑨ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適正な職務遂行のために会計監査人、当社及び当社子会社の取締役と情報交換に努めるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図ります。

⑫ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る適正な内部統制システムを整備するとともに、その整備及び運用状況を継続的に評価し、必要があれば速やかに是正措置を行うものとします。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「コンプライアンス行動基準」に反社会的勢力との関係を一切遮断する旨を規定しており、これらの勢力と一切関係を持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は企業防衛協議会に加盟し、関連情報を収集して不測の事態に備えるとともに、反社会的勢力から接触を受けたとき、不当な要求等を受けたときは、た

だちに警察等しかるべき外部機関と連携して組織的に対処いたします。その対応は管理グループ総務人事チームが統括して行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

毎月１回定例取締役会を開催（当期は13回開催）し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の迅速な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に基づいて監査を実施し、取締役会に出席するほか、取締役、内部監査室等からその職務執行状況を聴取し、重要な計算書類等を閲覧し、取締役の職務執行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為等を監視しております。

法令・社会倫理等を遵守し、社会的規範に沿った良識ある行動をとるための行動規範である「コンプライアンス行動基準」を制定しており、入社時に使用人全員に「誓約書」の提出を求めるとともに、新事業年度開始時に全役職員に回覧して周知しております。

内部監査室は、監査計画に基づいて、内部統制の整備・運用状況の評価を行うとともに、リスク管理状況等の内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[12,702,237]	【流動負債】	[6,708,308]
現金及び預金	1,670,461	支払手形及び買掛金	4,381,908
受取手形及び売掛金	7,674,777	短期借入金	450,000
電子記録債権	819,323	1年内返済予定の長期借入金	400,000
商品	1,936,748	未払法人税等	238,687
繰延税金資産	35,977	賞与引当金	43,180
その他	566,467	その他	1,194,531
貸倒引当金	△1,518	【固定負債】	[1,100,352]
【固定資産】	[11,799,467]	長期借入金	62,500
（有形固定資産）	(8,818,064)	繰延税金負債	51,431
建物及び構築物	3,026,680	再評価に係る繰延税金負債	225,761
機械装置及び運搬具	1,415,217	役員退職慰労引当金	289,340
工具、器具及び備品	116,757	退職給付に係る負債	407,192
土地	4,259,409	その他	64,127
（無形固定資産）	(134,982)	負債合計	7,808,660
ソフトウェア	116,227	純資産の部	
その他	18,755	【株主資本】	[16,278,193]
（投資その他の資産）	(2,846,420)	資本金	719,530
投資有価証券	1,908,983	資本剰余金	748,897
長期貸付金	25,784	利益剰余金	14,869,443
繰延税金資産	11,200	自己株式	△59,677
その他	913,902	【その他の包括利益累計額】	[410,347]
貸倒引当金	△13,450	その他有価証券評価差額金	472,990
		土地再評価差額金	△62,642
		【非支配株主持分】	[4,503]
資産合計	24,501,705	純資産合計	16,693,044
		負債・純資産合計	24,501,705

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**46,967,746**
売上原価	**41,139,487**
売上総利益	**5,828,259**
販売費及び一般管理費	**4,026,602**
営業利益	**1,801,656**
営業外収益	**146,926**
受取利息及び配当金	44,846
業務受託手数料	39,763
保険解約返戻金	16,139
持分法による投資利益	8,411
その他	37,765
営業外費用	**7,861**
支払利息	5,016
その他	2,844
経常利益	**1,940,720**
税金等調整前当期純利益	**1,940,720**
法人税、住民税及び事業税	617,547
法人税等調整額	△22,308
法人税等合計	**595,239**
当期純利益	**1,345,481**
非支配株主に帰属する当期純損失	**496**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,345,978**

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	719,530	748,897	13,673,891	△59,518	15,082,800
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△150,425		△150,425
親会社株主に帰属する当期純利益			1,345,978		1,345,978
自己株式の取得				△159	△159
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	―	―	1,195,552	△159	1,195,393
当連結会計年度末残高	719,530	748,897	14,869,443	△59,677	16,278,193

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	476,642	△62,642	413,999	―	15,496,799
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△150,425
親会社株主に帰属する当期純利益					1,345,978
自己株式の取得					△159
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△3,651		△3,651	4,503	851
当連結会計年度変動額合計	△3,651	―	△3,651	4,503	1,196,245
当連結会計年度末残高	472,990	△62,642	410,347	4,503	16,693,044

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**[11,730,854]**	**【流動負債】**	**[6,410,929]**
現金及び預金	1,419,639	電子記録債務	79,552
受取手形	17,493	買掛金	4,299,349
電子記録債権	350,503	短期借入金	450,000
売掛金	7,409,851	1年内返済予定の長期借入金	400,000
商品	1,936,748	未払法人税等	195,682
繰延税金資産	30,322	賞与引当金	39,482
その他	568,214	その他	946,861
貸倒引当金	△1,920	**【固定負債】**	**[1,013,972]**
【固定資産】	**[11,195,265]**	長期借入金	62,500
（有形固定資産）	**(8,065,363)**	再評価に係る繰延税金負債	225,761
建物	2,882,617	退職給付引当金	372,243
構築物	88,844	役員退職慰労引当金	289,340
機械及び装置	846,649	その他	64,127
車両運搬具	67,625	**負債合計**	**7,424,901**
工具、器具及び備品	115,331	**純資産の部**	
土地	4,064,294	**【株主資本】**	**[15,090,870]**
（無形固定資産）	**(119,840)**	**資本金**	**719,530**
電話加入権	4,636	**資本剰余金**	**748,897**
ソフトウェア	102,261	資本準備金	690,265
その他	12,942	その他資本剰余金	58,632
（投資その他の資産）	**(3,010,062)**	自己株式処分差益	58,632
投資有価証券	1,843,095	**利益剰余金**	**13,682,120**
関係会社株式	49,389	利益準備金	179,882
出資金	43	その他利益剰余金	13,502,238
従業員長期貸付金	3,157	別途積立金	11,800,000
長期貸付金	22,627	繰越利益剰余金	1,702,238
関係会社長期貸付金	200,000	**自己株式**	**△59,677**
繰延税金資産	11,148	**【評価・換算差額等】**	**[410,347]**
その他	894,050	その他有価証券評価差額金	472,990
貸倒引当金	△13,450	土地再評価差額金	△62,642
資産合計	**22,926,120**	**純資産合計**	**15,501,218**
		負債・純資産合計	**22,926,120**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**45,126,551**
売上原価	**39,506,074**
売上総利益	**5,620,476**
販売費及び一般管理費	**3,998,224**
営業利益	**1,622,252**
営業外収益	**218,024**
受取利息	15,294
受取配当金	102,858
業務受託手数料	50,797
その他	49,073
営業外費用	**7,423**
支払利息	4,966
その他	2,457
経常利益	**1,832,853**
税引前当期純利益	**1,832,853**
法人税、住民税及び事業税	536,000
法人税等調整額	4,099
法人税等合計	**540,099**
当期純利益	**1,292,753**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	719,530	690,265	58,632	748,897	179,882	10,800,000	1,559,910	12,539,792	△59,518	13,948,701
当期変動額										
別途積立金の積立て						1,000,000	△1,000,000	—		—
剰余金の配当							△150,425	△150,425		△150,425
当期純利益							1,292,753	1,292,753		1,292,753
自己株式の取得									△159	△159
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,000,000	142,328	1,142,328	△159	1,142,168
当期末残高	719,530	690,265	58,632	748,897	179,882	11,800,000	1,702,238	13,682,120	△59,677	15,090,870

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	476,642	△62,642	413,999	14,362,701
当期変動額				
別途積立金の積立て				—
剰余金の配当				△150,425
当期純利益				1,292,753
自己株式の取得				△159
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,651		△3,651	△3,651
当期変動額合計	△3,651	—	△3,651	1,138,516
当期末残高	472,990	△62,642	410,347	15,501,218

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月10日

ハリマ共和物産株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　村　圭　志　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢　倉　幸　裕　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ハリマ共和物産株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリマ共和物産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月10日

ハリマ共和物産株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　村　圭　志　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢　倉　幸　裕　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ハリマ共和物産株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

平成30年５月14日

ハリマ共和物産株式会社
代表取締役社長　　津　田　信　也　殿

ハリマ共和物産株式会社　監査役会
常勤監査役　山　本　　悟　㊞
社外監査役　山　本　美比古　㊞
社外監査役　弥　谷　惠太郎　㊞

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、内部留保を充実しつつ、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針を堅持しつつ、利益水準や配当性向を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
　　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金37円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は198,773,805円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年６月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　増加する剰余金の項目とその額
　　別途積立金　　1,000,000,000円

②　減少する剰余金の項目とその額
　　繰越利益剰余金　1,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「貨物運送取扱事業法」が「貨物利用運送事業法」に改正されたことにともない、現行定款第３条（目的）第14号及び第15号について変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（目的）	（目的）
第３条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第３条　（現行どおり）
１．～13.（記載省略）	１．～13.（現行どおり）
14. 一般区域貨物自動車運送事業	14. 一般貨物自動車運送事業
15. 自動車運送取扱事業	15. 貨物利用運送事業
16. ～44.（記載省略）	16. ～44.（現行どおり）

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	津田隆雄（つだたかお） （昭和26年２月13日生）	昭和51年４月　当社入社 昭和54年４月　当社取締役 昭和55年２月　当社常務取締役 平成２年２月　当社代表取締役専務 平成５年12月　当社代表取締役専務、管理本部長 平成12年６月　当社代表取締役社長 平成28年６月　当社代表取締役会長（現任）	122,100株
2	津田信也（つだしんや） （昭和32年３月16日生）	昭和57年１月　当社入社 昭和59年５月　当社取締役 昭和62年４月　当社取締役、仕入企画部長 平成２年２月　当社常務取締役、商品本部長 平成７年４月　当社常務取締役、管理部門管掌 平成12年６月　当社代表取締役副社長 平成28年６月　当社代表取締役社長（現任）	159,120株
3	山口義隆（やまぐちよしたか） （昭和33年７月３日生）	昭和56年３月　当社入社 平成10年10月　当社京阪営業所所長 平成18年６月　当社執行役員、ホールセール事業部営業グループグループマネージャー 平成23年６月　当社執行役員、ホールセール事業部長 平成24年６月　当社取締役、ホールセール事業部長 平成30年４月　当社取締役、事業開発担当（現任）	7,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	中尾 伸太郎（なかお しんたろう） （昭和35年１月８日生）	昭和57年３月　当社入社 平成８年４月　当社商品部課長 平成20年４月　当社ホールセール事業部営業第２グループグループマネージャー 平成21年４月　当社サードパーティ・ロジスティクス事業部新機能開発グループグループマネージャー 平成22年４月　当社サードパーティ・ロジスティクス事業部３ＰＬ営業グループグループマネージャー 平成24年６月　株式会社ブルーム執行役員、統括マネージャー 平成27年４月　当社執行役員、サードパーティ・ロジスティクス事業部長 平成27年６月　当社取締役、サードパーティ・ロジスティクス事業部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ブルーム　代表取締役	15,600株
5	三輪 正俊（みわ まさとし） （昭和35年９月５日生）	昭和58年４月　当社入社 平成18年４月　当社ホールセール事業部営業サポートグループグループマネージャー 平成23年４月　当社マネジメントサポート本部長 平成24年６月　当社執行役員、マネジメントサポート本部長 平成28年６月　当社取締役、マネジメントサポート本部長（現任）	5,200株
6	前原 啓二（まえはら けいじ） （昭和38年２月２日生）	昭和62年９月　監査法人中央会計事務所入所 平成３年３月　公認会計士登録 平成12年１月　前原会計事務所開設（現在に至る） 平成23年４月　当社仮監査役 平成23年６月　当社社外監査役 平成26年６月　当社社外取締役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．前原啓二氏は、社外取締役候補者であります。
３．前原啓二氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はございませんが、公認会計士・税理士として培われた会計の専門家としての見識を活かし、中立的な立場から職務を全ういただけると判断したからであります。
４．他の５名は社外取締役以外の取締役候補者であり、取締役としてふさわしい人格・識見を有し、当社及びグループの各事業について豊富な知識と経験を有すること、経営判断能力、経営執行力が優れていることから、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、それぞれ候補者といたしました。

５．前原啓二氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
６．当社は、前原啓二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成３年４月20日開催の当社第24期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50,000千円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は６名（うち社外取締役１名）であり、第３号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内略図

会場　兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所　５階　501号室
ＴＥＬ　０７９－２２３－６５５１

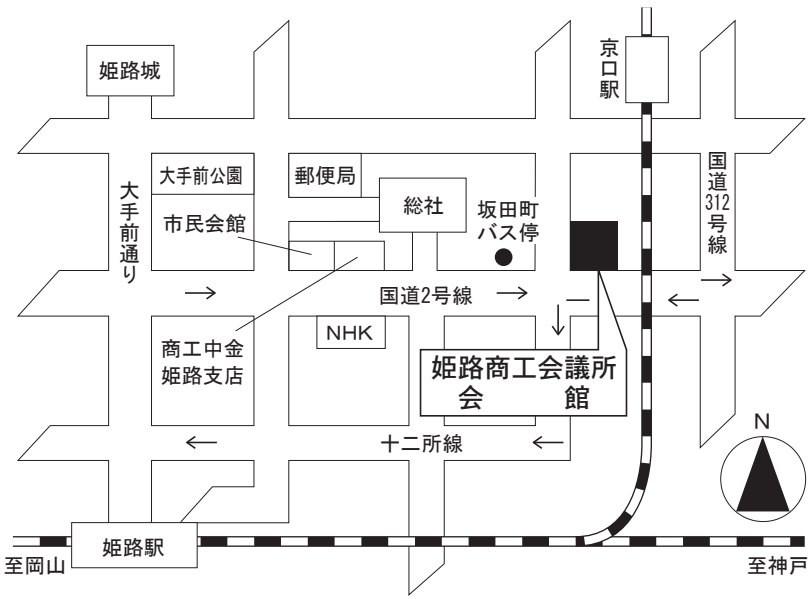

・神姫バス坂田町バス停より徒歩約３分

VEGETABLE OIL INK